農業次世代人材投資事業の概要

1. 趣旨

農業者の高齢化が進展する中で、持続可能な農業を実現するために、次世代を担う新規就農者 を確保するため、青年の就農意欲の喚起と就農直後の経営不安定期を支援する。

2. 事業内容

50 歳未満の認定新規就農者*1に対して、年間最大 150 万円を最長5年間交付する。(夫婦で事業を活用する場合は、年間最大 225 万円(1.5 人分相当額)を交付する。)

3. 主な要件

- •50 歳未満の認定新規就農者であること。
- ・人・農地プラン*2に中心経営体*3として位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ・前年の世帯所得が600万円以下であること。

4. 交付額

区分	1年当たりの交付額
経営開始1年目	150万円
前年の所得が 100 万円未満	150万円
前年の所得が 100 万円以上 350 万円未満	(350万円-前年所得)×3/5

[※]前年所得が350万円以上の場合は交付額が0円となる。

5. 事業開始後のサポート体制

新規就農者の農業経営等の諸課題に対して助言・指導を行うため関係機関と連携しサポートチームを構築している。

サポート分野	機 関
経営・技術	上北地域県民局、JA 十和田おいらせ
営農資金	日本政策金融公庫、JA 十和田おいらせ
農地	市農業委員会

【用語説明】

- ※1) 認定新規就農者: 新規就農から5年以内の者で、青年等就農計画(所得目標 200 万円以上)を作成し市町村から認定を受けた農業者。
- ※2)人・農地プラン:地域の農業者の話合いに基づき、今後の地域農業の在り方や担い手への農地 集積の方針を定めたプラン。
- ※3)中心経営体:地域の農地を集積する担い手として人・農地プランで位置付けられた農業者。